

# けん引式農作業機におけるチェックポイント

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ（\*）、公道走行が可能になりました。

このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、道路運送車両法上「農耕作業用トレーラ」として**農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。**

農耕トラクタで、マニュアルスプレッダー、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベア等をけん引した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

## ✓チェックその0（前提）

農耕トラクタとは別に農耕作業用トレーラとしての保安基準を満たす**灯火類**をけん引式農作業機の前面及び後面に備える必要があります。

また、万が一意図せずに農耕トラクタとけん引式農作業機の連結装置が分離した時であっても連結を保てるように、**農耕トラクタとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ**必要があります。

なお、けん引車は農耕トラクタに限られ、けん引式農作業機に積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られていますので、コンパイントレーラ等の汎用性が高いものは注意が必要です。



チェーン等の丈夫な装置でつなぐ



前部反射器及び車幅灯の設置例

## ✓チェックその1（灯火器類の確認）

けん引式農作業機は**農耕トラクタとは別の自動車として扱われます**ので、連結時に農耕トラクタの灯火器類が見えていても、けん引式作業機には、前面に車幅灯及び前部反射器（白色）を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー及び後部反射器（赤色の正立正三角形）を**所定の位置に備える必要\***があります。

※単体が長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタでけん引するけん引式作業機の場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、これらを備える必要はありません（その場合でも、方向指示器、前部反射器、後部反射器は取付義務があります）。



後部反射器及び灯火器類の設置例

## ✓チェックその2（全幅の確認）


けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、**けん引式農作業機の幅が1.7mを超えていないか確認**しましょう。

### ①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

- ①農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

けん引式農作業機の幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。


### ②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：各都道府県、市道：各市町村）から、**特殊車両通行許可を得る必要があります**（農道は許可を得る必要はありません）。
- ② 最外側が分かるよう、**外側表示板を作業機の前後に設置する必要があります**。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を農耕作業用トレーラ後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ けん引車の農耕トラクタ運転者席にも幅を表示する必要があります。

※ なお、けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下で、けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

## ✓チェックその3（運行速度の確認）

けん引式農作業機には、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合や最大安定傾斜角度の基準（30度又は35度）を満たしているかどうか確認されていない場合は、連結時の**運行速度15km/h以下で走行する必要があります**。

- その場合、
- ① 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」をけん引式農作業機後面の見やすい位置に表示する必要があります。
  - ② 農耕トラクタの運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



## ✓チェックその4（免許の確認）

けん引する農耕トラクタが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあっては、2.8m以下）、**最高速度15km/h以下の条件（いわゆる特定小型特殊自動車の条件）を1つでも超える場合**、単体でもその運転には大型特殊免許（農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可）が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクタで**車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許（農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可）が必要**となります。

## 担当部署

特殊車両通行許可申請について：国土交通省道路局道路交通管理課

☎03-5253-8111

灯火器類・全幅・運行速度について：国土交通省自動車局技術政策課

☎ 同上

（\*）軽自動車税の納税義務について：総務省自治税務局自動車税制企画室（小型特殊自動車となった場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への申告が必要となります。大型特殊自動車については、引き続き、固定資産税（償却資産）の課税対象です。）

☎03-5253-5663

免許等その他の事項・全般的なことについて：農林水産省生産局技術普及課

☎03-6744-2111

農林水産省HP: [http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/kodosoko.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)

